

# Professional Services Addendum

この Professional Services Addendum (以下「本特約」といいます)は、日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社と Subscription Services Agreement (以下「原契約」といいます)で定義されたお客様との間における原契約についての特約です。

お客様は、対象サービス(原契約において定義されています)の提供のため、原契約を締結しました。お客様がオラクルからプロフェッショナル・サービスを購入する場合、かかるサービスはすべて、本特約に定められた条件に従って提供されるものとします。本特約において使用されている用語は原契約において定義された意味を有します。本特約の条件は、ここでの参照により、原契約に組み込まれます。本特約の定めと原契約の定めとの間に矛盾がある場合、本特約に定める事項については、本特約の定めが原契約の定めより優先するものとします。作業範囲定義書に示されたエンゲージメントについては、プロフェッショナル・サービスについて請求される実際の単価並びにプロフェッショナル・サービスが提供される日数及びその詳細に関する作業範囲定義書の条項が優先して適用されます。

## 1. サービスの範囲

1.1 原契約及び本特約の条件に基づき、オラクルは、お客様に対し、オラクルとお客様が署名した作業範囲定義書(それぞれ、以下「作業範囲定義書」又は「SOW」といいます)又はお客様が署名しオラクルにより受諾された見積／注文書に定められたプロフェッショナル・サービスを提供します。全ての作業範囲定義書は本特約の一部であるとみなされるとともに、本特約の適用を受けるものとします。原契約の規定内容を条件として、契約期間にわたり、お客様は、プロフェッショナル・サービスの一環としてオラクルからお客様に提供された成果物及び／又はトレーニング資料(本書において単に「成果物」といいます)を使用するための非独占的かつ全世界対象の限定的な権利を有するものとし、当該使用は、該当のクラウド・サービスの許可された使用に関連するお客様の内部的業務処理を目的とするものに限定されるものとします。

## 1.2 トレーニングに関する条件

1.2.1 **トレーニング成果物** お客様は、いかなるトレーニング成果物についても、印刷費、輸送費及びコピー代を単独で負担するものとします。トレーニング成果物についての電子版及びハードコピー版は、全て、お客様内部のトレーニング目的のためにのみ提供されます。お客様は以下の行為を行ってはなりません。(a)オラクルが書面で許可する場合又は該当する SOW において別異に定める場合を除き、トレーニング成果物を修正すること。(b)トレーニング成果物を再販売又はサブライセンスすること。(c)オラクルが書面で許可する場合又は該当する SOW において別異に定める場合を除き、トレーニングを再現する、又は実施を試みるためにトレーニング成果物を使用すること。(d)トレーニング成果物に記載された製品を開発すること又は開発を試みる。お客様は、トレーニング・プロフェッショナル・サービスの実施又はいかなる側面においても、記録、ストリーミング又は保存を行うことはできません。トレーニング成果物はメンテナンス、サポート又はアップデートの対象とはなりません。

1.2.2 **現地における実施** お客様は、トレーニング実施のために適切なトレーニング施設(インターネット接続、受講者のデモ・アカウントへのアクセスであってお客様にアクセス権が付与される場合があるもの、プロジェクター、受講者用のコンピューター、その他の合理的な教室設備を含みますが、これらに限定されません)を提供する責任を負います。

1.2.3 **デモ・アカウントへのアクセス** 本特約に基づくオラクルによるトレーニングの提供に関して、オラクルは、受講者であるお客様の従業員(以下「トレーニング・ユーザー」といいます)に対し、トレーニング・ユーザーによる非商業的な使用及び本特約に基づくトレーニングの受講のみのために、対象サービスに対する一時的かつ限定的なアクセス(以下「デモ・アカウント」といいます)を付与することがあります。トレーニング・ユーザーのデモ・アカウントに対するアクセスは、デモ・アカウントの最初の提供時又は使用時に表示される条件(以下「Trial Account Agreement」といいます)に従うものとします。Trial Account Agreement は [www.netsuite.com/termservice](http://www.netsuite.com/termservice) においても入手することができます。「I agree(同意します)」を選択することにより、又はオラクルによってお客様に使用可能となったデモ・アカウントにアクセス若しくはこれを使用することにより、お客様及びトレーニング・ユーザーは、お客様及びそのトレーニング・ユーザーのデモ・アカウントの使用に関して、Trial Account Agreement の条件に同意することになります。オラクルは、お客様のデモ・アカウントの使用に関して、メンテナンス、サポート又はアップデートを提供する義務を負いません。

2. **変更管理手続** お客様又はオラクルが、作業範囲定義書に記載されているプロフェッショナル・サービスの仕様、要件、成果物又は範囲(図面及びデザインを含みます)の変更を要求する場合、変更を求める当事者は、書面通知により該当する変更を提案しなければなりません。書面による通知の受領後 48 時間以内に、各当事者のプロジェクト責任者は、提案された変更について議論し合意することを目的として、対面又は電話会議による会合を行うものとします。オラクルは、作業範囲定義書に対し提案された変更及び(もしあれば)適用される料金若しくは費用に関する変更を記載した変更注文(それぞれ、以下単に「変更注文」といいます)を準備するものとします。変更注文は、両当事者により締結されるまで拘束力を有しないものとします。締結された変更注文は、本特約の一部とみなされるとともに、本特約の適用を受けるものとします。両当事者が提案された変更について合意しない場合、両当事者は、かかる変更要求を直ちにそれぞれの上級管理職(シニア・マネジメント)に上申し、解決を図るものとします。

3. **ツール等** 本特約の他の定めにかかわらず、(i)本特約上のいかなる定めも、成果物を開発するためにオラクルが使用する専有ツール、ライブラリ、ノウハウ、技術及び専門知識(以下「ツール等」といいます)におけるいかなる知的財産権も譲渡又は移転するものと解釈されないものとします。かかるツール等が成果物と共に又は成果物の一部として提供される限りにおいて、それらは、成果物におけるものと同一の条件により提供されるものとし、また、(ii)「成果物」という用語にツール等は含まれないものとします。ツール等はオラクルの機密情報です。お客様のカスタマイズには、[www.netsuite.com/termservice](http://www.netsuite.com/termservice) 上の SuiteCloud サービス使用条件(SuiteCloud Terms of Service)が適用される SuiteCloud 機能の利用が必要になる場合があります。

4. **期間** 本特約は、原契約の発効日に効力を生じるものとし、原契約の契約期間中効力を有します。各 SOW は、最後に署名(又は記名押印)された日に効力を生じるものとし、該当する SOW において定められたプロジェクトが完了した日又は該当する SOW で別異に定められたときに終了するものとします。両当事者による署名(又は記名押印)後、SOW 及び／又は見積／注文書は、かかる SOW 又は見積／注文書に別途明示的に記載されている場合を除き、取り消すことができないものとします。

5. **サブコントラクト** 本特約に基づくオラクルとお客様との関係は、独立契約者(インディペンデント・コントラクター)の関係です。いずれの当事者も、他方当事者を拘束する、又は他方当事者の代理として、義務の引き受け若しくは設定、契約の締結、又は表明保証を行う権限を一切有しません。